

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 泊発電所における予防措置等の責務

#### 1 泊発電所における安全確保

原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び安全確認協定を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。

#### 2 泊発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、泊発電所原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど、原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。

### 第3節 原子力防災体制等の整備

#### 1 ニセコ町防災会議

町は、災対法第16条の規定により設置された「ニセコ町防災会議」の定めるところにより、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。

#### 2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議

町は、原災法第7条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災計画について、道から意見照会を受けた場合は、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から文書で回答するものとする。

#### 3 原子力防災要員等の届出の受理

町は、原子力事業者が道及び泊村に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、道から届出に係る書類の写しを受けるものとする。

#### 4 立入検査の実施等

道及び泊村は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者

からの報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施し、原子力事業者が行う原子力災害の予防の（再発防止を含む。）ための措置が適切に行われていることについて確認するものとしている。

町は、道から立入検査の実施の通知を受けたときは、町長の指名する職員の立入検査の同行について、道に希望することができる。

## 5 泊発電所に関する安全確保

町は、道が行っている平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を越える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合、又は安全確認協定第10条及び第11条に定める原子力事業者からの異常時における連絡や報告があった場合は、事故の状況を踏まえ、道や原子力防災専門官等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。なお、原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。

## 6 広域的な応援体制の整備

### (1) 防災関係機関相互の連携

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、道、羊蹄山ろく消防組合、倶知安警察署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対応できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。

### (2) 広域的な活動協力体制

原子力防災対策の実施にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の支給等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

広域的な応援協力体制 (資料 2-2-2)

広域応援協定 (資料 2-2-3)

### (3) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

羊蹄山ろく消防組合は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。

### (4) 自衛隊の活動拠点

自衛隊は、道及び各市町村と協力し、活動拠点（ヘリポート、港湾等含む。）をあらかじめ定めるなど、広域的な活動・支援体制の整備を図るものとする。

## 7 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、道及び防災関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 8 緊急時応急対策拠点施設の整備等

- (1) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災拠点施設として、平常時から訓練や住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (2) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、平常時から協力して、それぞれの役割と責任に応じてオフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。

北海道原子力環境センター概要

(資料 2-2-4)

- (3) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、後志総合振興局を代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転、立ち上げ体制を確保しておくものとする。

## 9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、道、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

## 10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。

### 第4節 避難収容活動体制の整備

#### 1 退避等措置計画等の作成

- (1) 町は、防護対策を実施するにあたっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、あらかじめ次の事項を考慮し、退避等措置計画編を作成しておくものとする。
  - ア 退避等措置計画編の作成にあたっては、情報共有と住民参加を基本とし、地理や気象などの地域特性を考慮して作成するものとする。
  - イ 原子力災害対策指針で定めるEAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル。以下同じ。）及びOILによる判断基準、考え方を踏まえ、国、道と連携して防護対策を実施することを基本とする。

ウ UPZに含まれる本町は、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を作成するものとする。

エ 避難先は原則UPZ外の地理的区分による災害の影響の少ない地域とし、市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定にあたっては、道が中心となって市町村間の調整を図るよう要請するものとする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

オ 計画の策定に際しては、特に幼児センター、学校、医療機関、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。

カ 計画の策定に際しては、既存の放射線等拡散シミュレーション結果なども参考として活用するものとする。

(2) 防災対策区域内の地区（集落）ごとに把握し、又は定めておく事項

ア 人口

イ 地区の連絡責任者

ウ 集合場所（所在地）

エ 避難場所（所在地）

オ 避難方法及び避難経路

カ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）

キ 自家用自動車数

ク 移送を要する推定人員

ケ その他必要な事項

(3) 町は、退避等措置計画による避難等を実効性のあるものとするため、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導等を定めた避難マニュアルやしおりなどの作成に努めるものとする。

## 2 避難場所等の整備

(1) 避難場所の整備

町は、地域防災計画で定める避難場所を利用するほか、避難の長期化を想定し、避難場所における生活環境が良好であることが望ましいことから、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に配慮し、旅館又はホテル等を避難場所とする。

町は、広域避難の実施に対応するため、道の協力のもと、避難場所となる旅館又はホテル等との受入に係る協定等を締結するなど、体制整備に努めるものとする。

(2) 一時滞在場所の整備

町は、道と連携し、住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所としての避難場所が必要とされる場合に備え、他の市町村へ避難場所の設置や避難者の受け入れができるよう、他の市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(3) 仮設住宅の建設に向けた整備

町は、国及び道の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能性を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、国及び道と連携し、広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど、避難誘導用資機材の整備に努めるものとする。

(5) コンクリート屋内退避施設等における設備等の整備

町は、道と連携し、コンクリート屋内退避施設等において、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等のほか、災害時要援護者等にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、災害情報の入手のためのテレビ・ラジオ等の機器の整備に努める。

(6) 物資の備蓄

町は、道と連携し、指定したコンクリート屋内退避施設等の用に供するため、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄のための施設等の整備等に努める。

### 3 災害時要援護者等に対する配慮

(1) 町は、道の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者、児童生徒への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。

イ 災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、道と連携し、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

ウ 道と連携し、避難誘導や搬送、福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(2) 医療機関の管理者は、道、町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 社会福祉施設の管理者は、道及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

### 4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、道、町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

## 5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、道の駅、スキー場、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、道、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

## 6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行ったときは、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなど、あらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。

## 7 避難場所・避難方法等の周知

町は、避難場所や避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）及び屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### 第5節 通信連絡体制の整備

#### 1 町、道等の通信連絡体制の整備

町、道及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時から情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、また、複合災害への対応も踏まえ、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど通信連絡体制の充実強化を図るものとする。

道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料 2-4-1)

#### 2 住民等に対する情報伝達体制の整備

町及び道は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車等の広報設備及び機器等を整備するものとする。また、ソーシャルメディアを含むインターネット、携帯電話の緊急速報メール機能、ワンセグ放送などの多様なメディアの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。

### 第6節 緊急時モニタリング体制の整備

町は、道の実施する緊急時モニタリング活動に協力するため、あらかじめ道に対しモニタリング要員登録を行うなど、モニタリング要員の派遣等の体制を整備するものとする。また、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど、緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。

## 第7節 緊急被ばく医療活動体制等の整備

### 1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築

町は、原子力災害時に連携体制がとれるよう、平時から、道が行う医療関係者等の参加・連携による体制の構築に協力するよう努める。

### 2 医療活動用資機材、体制の整備

道は、「緊急被ばく医療活動実施要領」を策定し、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、一般傷病者に対する救急医療に即応するための医療体制の充実強化を図るものとしている。

町は、原子力災害対策指針の考え方を踏まえ、道から寄託された安定ヨウ素剤の保管・管理への協力のほか、道と連携し、被ばく医療に対する協力、安定ヨウ素剤の予防服用、スクリーニング等を円滑に実施するための体制整備に協力するものとする。

緊急被ばく医療活動用資機材等の整備状況 (資料 2-6-1)

安定ヨウ素剤の配備状況 (資料 2-6-2)

## 第8節 防災資機材の整備

町、道及び防災関係機関は、原子力災害時における退避等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。

防災資機材の整備状況 (資料 2-7-1)

## 第9節 防災対策資料の整備

町は、国、道及び原子力事業者と連携し、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策の確立に役立てるため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料及び放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料など、周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターへ適切に備え付けるものとする。

### 1 泊発電所に関する資料

施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真 (資料 1-4-1)

### 2 社会的環境に関する資料

(1) 人口に関する資料 (資料 2-8-2～資料 2-8-4)

(2) 観光客及び宿泊施設に関する資料 (資料 2-8-5～資料 2-8-6)

(3) 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料 2-8-7～資料 2-8-11)

- |                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| (4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料        | (資料2-8-16～資料2-8-18) |
| (5) 報道機関及び広報施設等に関する資料        | (資料2-8-19～資料2-8-20) |
| (6) 避難者収容施設に関する資料            | (資料2-8-21～資料2-8-22) |
| (7) 医療施設等に関する資料              | (資料2-8-23～資料2-8-25) |
| (8) 保育所、幼稚園、学校、老人福祉施設等に関する資料 | (資料2-8-26)          |
| (9) 飲料水及び農林水産物に関する資料         | (資料2-8-27～資料2-8-33) |

### 3 自然的環境に関する資料

- (1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料  
 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書)
- (2) 気象、海象に関する資料 (資料2-8-37～資料2-8-39)
- (3) 泊発電所事故時想定放射線等拡散シミュレーションに関する資料 (資料2-9-1)

## 第10節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確な投入をするための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第11節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及と啓発

### 1 普及啓発活動

町は、国、道及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレット等の配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むものとする。

また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携を図りながら防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること



- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に関係町村、国、道等が実施する対策の内容に関すること
- ⑥ 緊急時の屋内退避、避難に関すること
- ⑦ 災害時要援護者等への支援に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難場所での行動等に関すること
- ⑨ その他必要と認める事項

## 2 避難先連絡の周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

## 第12節 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び道と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努めるものとする。また、国、道及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。

なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力発電所等の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に関係町村、国、道等が実施する対策の内容に関すること
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 緊急被ばく医療活動に関すること
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

## 第13節 原子力防災訓練の実施

### 1 原子力防災訓練の実施

町は、国、道、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を各要素又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態

を具体的に想定し、即時避難や広域の避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など、現場における判断力の向上に役立つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、訓練を実施した後、訓練のチェック項目等により事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法の改善等に活用するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- ⑥ 緊急被ばく医療活動訓練
- ⑦ 周辺住民等に対する情報伝達訓練
- ⑧ 周辺住民避難訓練

## 2 国の総合的な原子力防災訓練への参画

関係町村、道、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。

## 第14節 泊発電所上空の飛行規制

### 1 国（国土交通省）の規制措置

泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯 43° 02′ 17″ 東経 140° 30′ 47″ の地点を中心とする半径 2 ノーチカル・マイル（約 3.6 km）で囲まれている区域の直上空域であって高度 2,000 フィート（約 600m）未満の空域を除くとされている。

泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。

なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。

### 2 原子力事業者の措置

原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。